

桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの意見の写し等の書類

- ・ 三重県知事からの意見（写し）
- ・ 方法書関係市町長からの意見
（方法書関係市町：桑名市、東員町）
- ・ 住民等からの意見と事業者の見解



(別添)

桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）に係る
環境影響評価方法書についての三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 環境影響評価を行う過程において、調査予測地点や、項目及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定した項目及び手法について見直しを行い、調査及び予測評価を追加すること。
- 2 実施計画の具体化等により環境保全措置を講じることとした場合は、今後の調査及び予測の結果を基に、環境影響への回避・低減が最大限になされるよう、十分な検討を行うこと。また、その検討経緯についても明らかにするとともに、選択した環境保全措置についての効果の検証を行い、不確実性を明らかにすること。
- 3 工場用地は、当該土地区画整理事業の中で、もっとも大きな面積を占めるため、その計画如何によっては、他の土地利用計画及び造成計画が左右されることになるため、土地利用計画を詳細にする際には、企業誘致の情報及び環境影響評価結果等を基に、改変面積をできる限り小さくし、現存する緑地等を可能な限り多く保全できるように検討を行ったうえで、事業概要の中で工場用地に必要な面積についての説明を、十分に理解できる内容で記載すること。
- 4 供用時の予測評価を行うにあたっては、工場用地に誘致される業種について出来る限り絞り込みを行ったうえで、想定業種に見合った適正な予測条件を設定すること。

(個別的事項)

- 1 大気質
 - (1) 追加を行った対象事業実施区域の北側及び南側の2カ所の調査地点における沿道大気等大気質に係る調査及び予測評価については、確実に実施すること。
 - (2) 調査を実施する際には、大気の安定度や工事の予定実施時期などを十分に考慮した時期に行うこと。特に追加を行った四日市多度線／御衣野北猪飼線交差点の沿道大気については、当該地の風況により、もっとも影響が高くなると考えられる適正な時期に調査及び予測評価を実施すること。
- 2 騒音・振動・低周波音
追加を行った対象事業実施区域の南側及び中学校における環境騒音・環境振動・低周波音及び対象事業実施区域の北側及び南側交差点における交通騒音・交通振動に係る調査及び予測評価については、確実に実施すること。
- 3 水環境
 - (1) 調整池の調整容量の設定に用いた算定根拠（想定降雨量等）については準備書に記載すること。
 - (2) 追加を行った供用後の水質に関する亜鉛の予測評価については、確実に実施すること。
 - (3) 対象事業実施区域内において発生する施設排水及び雨水のほとんどが調整池を通じて沢地川へ排出される計画となっていることから、供用後の調整池に求める機能を明らかにした上で、内部生産が起こることによる水質の悪化についても検討を行い、予測評価を行うこと。

4 地形・地質

対象事業実施区域の北西端には、約 400 万年前の火山活動による結果としてできた嘉例川火山灰層が見られ、さらにその上には亜炭層が確認でき、学術的に価値が高いと思われる場所が存在する。当該地層を、環境影響評価の対象として追加し、調査及び予測評価を行うこと。また、環境影響評価の結果によっては、保存を前提とした環境保全策を検討すること。

5 動植物・生態系

(1) 当該計画において約 20ha にも及ぶ大規模な緑地を復旧させる計画となっている。緑地の計画を詳細にするに当たっては、現存の植生を調査する際に点在する照葉樹林についても十分に評価を行い、まずは、現存の植生を活用し、特に中～大径照葉樹を活用した計画とすること。また、造成緑地の計画については、用いる樹種と配置をあきらかにするとともに、対象事業実施区域内及び周辺の緑地との連続性を保ち、森としての機能を有する緑地造りを念頭に計画すること。

(2) 事業実施区域内にはハンノキやスゲ等の湿地性の植物の生育がみられるところもあり、希少種が多く生息している可能性があるため、十分な調査を行うこと。

(3) 現在の生態系については十分な評価を行い、現状の機能が維持されるように環境保全策を検討すること。

(4) 調整池周辺の緑地を計画していくにあたり、自然環境に配慮した調整池の構造について検討するとともに、調整池と緑地の連続性についても配慮し、水辺空間を生かした環境保全計画を検討すること。

(5) 桑名市の天然記念物であるヒメタイコウチについては、桑名市と事前に協議を行ったうえで、生息の可能性について調査を実施すること。特に 6 月から 9 月の時期に実施すること。

6 景観

景観への影響評価をわかりやすくするための資料として、準備書には、樹木が伐採され土地の造成が終了した時点及び工作物の建造と緑化が終了した時点のそれぞれの完成予想図を掲載すること。

7 廃棄物等

伐採樹木を評価する際には、中～大径の樹木について極力伐採を避けるなど緑の保全並びに廃棄物の発生抑制についての取り組みを行うとともに、発生した伐採木のチップ化以外の有効な利用方法についても十分な取り組みを行い、評価を実施すること。

8 温室効果ガス等

電気設備関係では六フッ化硫黄の使用などが想定されるため、二酸化炭素以外の温室効果ガスの使用についても想定業種の絞り込みと併せて十分な検討を行い、必要に応じて評価の対象項目とすること。また、検討した経緯についても明らかにすること。

9 その他

(1) 専門家等への意見聴取りを行い、それに基づいて調査若しくは予測評価及び環境保全策の検討を行う場合には、その専門家及び聴取の経過を明らかにすること。

(2) 検討された環境保全措置が事業者若しくは事業者以外の者でも実行可能であることがわかるように、それぞれの環境保全措置に対して実施主体若しくは管理の体制を明らかにすること。

三重県環境影響評価条例第9条による、桑名市多度力尾土地改良区画整事業に係る意見を下記のとおり提出します。

- ・ 環境保全措置については、住民の意見を遵守されるとともに、環境影響評価の調査及び予測結果を基に環境影響への低減・回避がなされるよう十分検討すること。
- ・ 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと。
- ・ 桑名市天然記念物ヒメタイコウチの調査にあたっては、調査時期は6月から9月に調査を実施すること。

環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと

**桑名市多度力尾土地区画整理事業（工業地の造成）
環境影響評価方法書に関する住民意見の概要と事業者の見解**

提出者数 2 名
見解書の提出平成 19 年 12 月 25 日

桑名市多度力尾土地区画整理事業(工業地の造成)に係る環境影響評価方法書
に関する意見書に対する見解(その1)

【桑名市多度力尾土地区画整理組合設立準備委員会 代表 蛭川三蔵】

番号	ご意見の概要	見 解
1	<p>事業実施においては、調整池建設を最優先とするよう希望する。調整池の役割・効果について説明願いたい。</p>	<p>調整池の設置は、造成工事の初期に行う計画としています(方法書P. 2-26、「⑦ 工事計画の概要」及びP. 2-27、「⑧ 環境保全計画 (c) 水質汚濁防止計画」参照)。調整池の役割・効果は、工事中に発生しやすい濁りの除去(沈殿)、出水時の流量調整で、調整池の容積・形状・放流量によって、出水時の流量調整基準、(濁りを沈殿させるための)滞留時間等が決まってきます。従って、本事業における調整池の設計・配置については、事業実施区域の土質、事業実施区域を含む三重県北部の降雨パターン、放流先河川の流下能力を勘案し、「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」、「三重県砂防指定地等管理条例等に基づく開発審査の技術基準」に基づき、計画することとしています。</p> <p>調整池の放流量については、放流先河川である沢地川におけるおける最少流下能力地点より算出します。この最少流下能力地点の比流量から計算の結果、調整池からの許容放流量を6.2m³/secとしています(方法書P. 2-22、「表2-3-11 洪水調整池の諸元」参照)。</p>
2	<p>下流域の治水への影響として、工事中及び供用後の放流水の程度、肱江川の増水時の状況と堤防強度との関係について説明願いたい。</p>	<p>工事中については、外部からの人為的な淡水の供給がないこと、現況において事業実施区域の大部分は採土跡地であることから判断して、現況と工事期間中において、雨水流出係数の差は少なく、流量の変化は少ないと考えております。実際の調整池等の設計においては、現況の流出係数を0.7(林・原野)、事業実施後は0.9として計算しています。</p> <p>供用後の排水量については、現在のところ、誘致企業・業種が決まっていないため、具体的には不明ですが、想定した業種(情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、一般機械器具製造業)からの統計データを基に算出すると約970～5,600m³/日程度となります(方法書P. 2-25、「表2-3-12 推計生活用水量と工業用水量の『淡水補給量』」参照)。</p> <p>肱江川における増水時と堤防強度の関係については、本事業における環境影響の側面からは検討対象としておりませんが、前述のとおり、放流先河川の流下能力を考慮した調整池を設置し、放流先河川の治水に配慮した計画としております。さらに、事業を進めるにあたっては、随時、河川管理者への確認、関係機関との協議を行うこととしております。</p>
3	<p>下流域の利水への影響として、農業用水としての水質に関連した、工事中の濁水の程度や供用後の水質について、説明願いたい。また、地下水水質調査については、多度地内での調査データを取って頂くよう希望する。</p>	<p>工事中の濁水等の排出については、その影響が考えられますので、調査による現況把握、事業計画に基づく予測・評価を行い、この結果を踏まえ、必要に応じて、環境保全対策を検討し、水質への影響を可能な限り低減いたします。なお、工事の実施時に伴う濁水の影響についての環境保全上の目標は、「日常的な降雨条件において、放流水中の工事に伴うSSが100mg/L以下」としてしております(方法書P. 5-21、「② 環境保全施策に基づく基準または目標との整合」参照)。</p> <p>供用後の工場からの排水については、現在のところ、誘致企業・業種が決まっていないため、具体的には不明ですが、生活環境の保全に係る項目、人の健康の保護に係る項目、想定業種からの排出が多いとされる物質について調査・予測を行い(方法書P. 5-20、「表5-6-1」及び「表5-6-2」参照)、この結果を踏まえ必要に応じて、環境保全対策を検討し、水質への影響を可能な限り低減いたします。</p> <p>地下水につきましては、工事から施設供用を通して、地下水の水質や水位に影響を及ぼすような行為(具体的には、地下水脈を分断するような造成、地下水の汲み上げ等)は行わないことから、調査・予測の対象とはしていません。</p>

桑名市多度力尾土地区画整理事業(工業地の造成)に係る環境影響評価方法書
に関する意見書に対する見解(その2)

【桑名市多度力尾土地区画整理組合設立準備委員会 代表 蛭川三蔵】

番号	ご意見の概要	見 解
4	多度東地区における、肱江川からの農業用水の利用が明記されていない。	事業実施区域及びその周辺の農業用水利用状況については、方法書において記載しておりません。調査を実施し、準備書において記載いたします。
5	想定外と称する異常気象対応の考え方(肱江川に対して)について、説明願いたい。	<p>本事業において、想定外の異常気象についての対応は検討の対象とはしておりません。</p> <p>肱江川に対する、「異常気象」について考慮しますと、とりわけ降雨時の流量増加が治水面での問題となると考えられますが、肱江川の流域面積24.5km²に対し、事業実施区域の面積は0.732km²(73.2ha)、調整池の流域面積は0.675km²(67.5ha)で、事業実施区域が肱江川流域面積に占める割合は約3.0%、調整池の流域面積が肱江川流域面積に占める割合は約2.8%と小さく、肱江川の流量への寄与は小さいと考えられます。</p> <p>しかし、事業実施に当たっては、前述のとおり、技術マニュアルや技術基準に基づいて、十分な調整容量を有する調整池を配置することとしています。</p>
6	<p>砂利の採掘で荒廃した土地とは言え、桑名市内の残された緑の存在する場所である。これは多度山にも影響を与える。この広大な緑の土地を企業の儲けのために提供することは耐えがたいことである。一度破壊された自然は二度と再生できない。国・県・桑名市が買い取ってサンクチュアリーにすべきではないか。</p> <p>自然破壊によって、多くの生物の生存の保障がない。これは最後には私達人間の生命にも大きな影響を与えてくる。異常気象で降った雨は、表層を流れ、濁流と化して肱江川に流れ込み、下流の人たちに洪水の不安を起こさせる。これで良いのだろうか。</p>	<p>現況の事業実施区域は、採土跡地がそのまま残っており、表土浸食、土砂流出、景観等環境面の問題が多い状況にあります。公団混雑区域であることから再整備が困難な状況にあります。ここで地元住民の意向、実現性を勘案し検討の結果、土地区画整理による工業地の造成が最も妥当との結論に至りました。事業については、道路・水路の整備、調整池の設置、公共施設の整備、残置・回復緑地の確保、緑地の配置等、環境保全に配慮した計画としております。</p>